

## 圧力容器の分類に関する事項

### 改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

### 改正事項

圧力容器の分類に関する事項

### 改正理由

本会規則においては、圧力容器の安全性を考慮し、圧力容器を胴板の厚さ及び最高使用温度等の使用条件によって第 1 種圧力容器、第 2 種圧力容器又は第 3 種圧力容器に分類している。加えて、日本籍船舶においては、給水加熱器等の過熱蒸気と飽和水の共存する圧力容器胴に対し、過熱蒸気が飽和水により、当該容器胴にて冷却されることを前提に、最高使用温度を計画入口蒸気温度から 50℃減じた温度とみなしてよい旨規定している。

しかしながら、上記のような過熱蒸気と飽和水の共存する圧力容器胴にあっても、過熱蒸気の入りのり口部分においては、飽和水により冷却される前の過熱蒸気の温度を当該容器胴が受ける可能性がある。このため、近年の船舶においては日本籍船舶であっても、最高使用温度を計画入口蒸気温度として設計されることが一般的となっている。

このため、圧力容器の分類に関する要件を外国籍船舶と整合させるべく関連規定を改めた。

### 改正内容

給水加熱器等の過熱蒸気と飽和水の共存する圧力容器胴であっても、最高使用温度を計画入口蒸気温度とするよう改めた。

### 改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 D10.1